

関東社会人リーグ規約

第1条 目的

この規約は社会人ホッケーリーグ規約の下位文書として運用し、関東社会人リーグの円滑な運営を行う為に適用する。

第2条 役員及び幹事

- (1) 役員及び幹事：関東社会人リーグを円滑に運営する為に次の役員及び幹事を置く。

役員：顧問1名、運営委員長（以下委員長と称す）1名、副委員長 若干名、会計1名、審判養成1名、入替戦1名、全日本社会人選手権大会関東予選1名、社会人連盟ホームページ管理1名、記録管理1名。※副委員長は他の役職を兼務することができる。

幹事：各部1名、但し部を複数グループに分ける場合はグループ毎に1名の選出を行う。

- (2) 選出：関東社会人リーグ運営委員会（総会）での互選によって選定する。

※各部幹事については各部からの選出後運営委員会（総会）で承認する。

- (3) 役員、幹事任期：役員、幹事の任期及び担当部は次の通りとする。

- ①顧問：前委員長 任期3年。

※但し立候補者がいる場合は妨げない。

- ②運営委員長：担当東日本リーグ所属チーム持ち回り。任期3年

※但し、他部リーグを含め、立候補者がいる場合は、上記の限りでない。

- ③副委員長：東日本リーグチームから1名、任期1年。

1部リーグ所属チームから1名、任期3年

※但し、他部リーグを含め、立候補者がいる場合は、上記の限りでない。

※1部リーグの副委員長は記録管理業務を兼ねる。

- ④入替戦：担当2部リーグ所属チーム、任期 定め無し

- ⑤HP管理：3部（木更津ク）任期 日本社会人ホッケー連盟の指示による。

- ⑥全国社会人大会関東予選担当：グラウンドを保有する都県の持ち回り。

- ⑦審判育成：関東ホッケー協会との協議の上決定する。

- ⑧会計：役員会で指名協議する。

幹事の任期は各部で取り決める事が出来る。また再任は妨げない。

欠員が出た場合は改めて役員、幹事の補充を行い、任期は前任者の残期間とする。

第3条 組織

関東社会人ホッケーリーグ内に第2条（1）項の役員、各部幹事で構成する役員会を置く。

役員、幹事、運営委員から構成される運営委員会を置き、役員会、運営委員会は

委員長の召集に応じて開催することが出来る。

第4条 役員会、運営委員会

- (1) 委員長は社会人リーグ規約第3章会議の規定に準じて役員会・運営委員会を開催することが出来る。
- (2) 役員会は運営に関する全ての事項、懲罰について決議案を作成する。
- (3) 運営委員会は社会人リーグ規約第8条により構成される。
- (4) 運営委員会は役員会の議決案を採決する。

第5条 登録

- (1) 関東社会人リーグ登録は以下の通りとし、義務とする。
また、いかなる理由に於いても未登録は認めない。
 - 1 日本ホッケー協会登録
日本ホッケー協会、または日本社会人ホッケー連盟規約に準ずる。
 - 2 各都道府県ホッケー協会登録
各都道府県ホッケー協会規定に準ずる。
 - 3 関東社会人リーグ登録
日本社会人ホッケー連盟規約、関東社会人リーグ規約に準ずる。

第6条 キャンセル（棄権）

- (1) 基本的に認めない。但し役員会が「やむを得ない事由」と判断した場合は特例として認める場合がある。
(冠婚葬祭、天候不順など社会人として認めざる得ない場合)
- (2) キャンセル（棄権）を申し入れる場合は最低でも1週間前に委員長、各部幹事、相手チームに申し入れ許可を得ること。
但し、直前の天候悪化やチーム関係者葬儀など予想され得ぬ事態が起こった場合はこの限りでは無い。
- (3) 正当な理由以外で（人数不足など）キャンセルした場合は罰則として運営委員会、相手チームに対して各々¥10,000円の罰金を支払う。
報告の無いキャンセル（棄権）については次年度リーグに参加出来ない。
- (4) キャンセル（棄権）が認められた場合は申入れチームの不戦敗とし、試合記録は0-5とする。

第7条 日程変更

- (1) 基本的に認めない。但し役員会が「やむを得ない事由」と判断した場合は特例として認める場合がある。
(冠婚葬祭、天候不順、地域行事など社会人として認めざる得ない場合)
- (2) 日程変更する場合は最低でも2週間前に委員長、各部幹事、相手チームの了解を得ること。開始時刻変更も同様とする。また、相手チームと協議し速やかに代替日程を検討し委員長、各部幹事に報告すること。

但し、直前の天候悪化やチーム関係者葬儀など予想され得ぬ事態が起こった場合はこの限りでは無い。

(3) 入れ替え戦についても上記(2)項と同様とする。

第8条 二重登録（重複出場）の禁止

(1) 二重登録（重複出場）はいかなる事由に於いても認めない。

(2) 二重登録（重複出場）とは日本ホッケー協会、日本社会人ホッケー連盟、各地社会人ホッケー連盟、学連が主催・主管・後援する大会を指し、関東社会人リーグ内で同一年度内に他のチームや階級を変えての出場も認めない。

上記以外の大会はこれに当たらないものとする。

(3) 二重登録（重複出場）が発覚した場合、「不当行為の事後処理についての内規」に従い、当該選手、元所属、新所属あるいは双方のチームに対し次の処分を科す。

① チームは最下部への自動降格。制裁金としてリーグ運営委員会に
20,000円を支払う。

2 選手は1年間の関東社会人リーグ出場停止処分とする。

3 監督は1年間の関東社会人リーグでの監督資格停止処分とするが選手としての出場は妨げない。

4 1年間の定義は翌年度を指し、シーズン途中で二重登録（重複出場）が発覚した場合、選手は発覚以後の残り試合も出場停止処分する。
監督に関しては残り試合も資格停止処分とする。
チームに関しては処罰なしで残り試合を実施可能とする。

(4) 虚偽の出場（他人の名義で他チームより出場した場合）した場合、上記(3)項①～④同等の処分を科す。

(5) パンフレット等の誤記により複数チームに氏名が記載されてしまった場合委員長、各部幹事に気付いた時点で報告し所属チームを明確にする。
但し意図的であり複数のチームで出場した場合は処分を第8条(3)項①～④同等の処分を科す。

第9条 選手移籍（様式—2にて申請を行うこと）

(1) 関東社会人リーグへの移籍期間は1月～3月とし、それ以外の期間での移籍は認めない。

特例として転勤などで「やむを得ない事由」と役員会が判断した場合はその限りでは無いが、条件として次の事項を定める。

1 双方のチーム監督が移籍を承諾し、「移籍証明」が取り交わされていること。

2 出場を希望する試合の2週間前までに申請を行うこと。

- 3 試合当日、管理チーム及びジャッジに移籍選手登録申請書を提示すること。提示出来ない場合は出場を許可しない。
※場合によっては辞令などの提示を求める場合がある。その場合は指示に従うこと。
※同一年度内での再移籍はいかなる理由においても認めない。

第10条 追加登録

- (1) リーグ戦に於いての追加登録は下記の事由に当てはまる場合を除き、年間を通して認める。
 - 1 リーグ戦終了後の入替戦、順位決定戦
 - 2 同年度内の学生リーグからの編入（中退、退部等の場合を含む）
 - 3 日本リーグ登録選手、全日本社会人選手権大会などの日本ホッケー協会主催・後援大会に他チームで出場した選手（予選含む）
※日本リーグ登録選手については、追加登録は認めないが、年度初めにおける関東社会人リーグ登録は認める。
 - 4 その他全国規模の大会（予選含む）に他チームから出場した選手
※国体、国際大会は除く。
- (2) 上記規定に対し違反した場合は第8条（3）項と同様の処分を科す。

第11条 追加登録手順（様式一にて申請すること）

- (1) 追加登録については以下手順で申請すること。
 - 1 第5条の「登録」を行った選手。
 - 2 当該シーズンの個人活動報告書を作成する。
 - 3 出場を希望する試合から2週間前までに各部幹事及び委員長に追加登録申請を行う。
 - 4 試合当日、管理チーム及びジャッジに追加選手登録申請書を提示すること。提示出来ない場合は出場を許可しない。
- (2) 上記規定に対し違反した場合は第8条（3）項と同様の処分を科す

第12条 リーグ戦登録

- (1) リーグ戦には1試合につき上限30名までの登録を行う事が出来る。
- (2) リーグ戦は最低8名で試合を開始することができる。
試合開始時に8名に満たない場合や、試合中の怪我等で8名を下回った場合は没収試合とし、スコアは0-5とする。

第13条 退会、脱退、休部、復帰

- (1) チームの関東社会人リーグからの退会、脱退、休部は翌年度の運営委員会（総会）までに委員長に報告し、役員会の許可を得ること。
- (2) 選手の退会、脱退については各チームに於いて管理すること。
但し日本リーグ機構憲章に則りシーズン途中でも関東社会人リーグの選手

が日本リーグに参加する事は出来るが、その逆は出来ない。

- (3) 復帰するチーム所属部については役員会で協議し、その結果を運営委員会で採決する。

第14条 社会人王座、東西対抗戦

- (1) 社会人王座の部は同一年度の成績優秀チームが出場する。
- (2) 東西対抗戦は前年度の各部優勝チームが出場するが次の特例を定める。
- 1 優勝チームが昇格した場合は2位のチームが出場する。
 - 2 対象チームが「選抜」を希望する場合はそのチームの監督が同一リーグ内に所属する選手で出場希望選手を募り、チーム編成することが出来る。
 - 3 ユニホームは対象チームの物を使用する事を基本とするが、枚数、サイズ等の問題が有る場合は同一リーグ内に所属するチームのユニホームを借用できる。
- ※ユニホーム、パンツ、ソックスは全員が同色で有ること。

附則 この規約は平成27年4月1日から施行する。

この規約改正は平成28年4月1日から施行する。

この規約改正は平成29年2月1日から施行する。

【様式一1】

平成 年 月 日

追加選手登録申請書（届け出）

関東社会人リーグ運営委員長様
部幹事 様

チーム名
役職・指名

下記_____の追加申請を行います。

なお、この選手は本年度、他チームでの出場等の違反をしていないことを確認しております。（詳細はリーグ規約参照）

| | |
|--------------|--|
| 追加選手名 | |
| 年度活動 実績報告 | |

注) 何処でどの様な活動を行っていたか。県大会以上の大会に出場した場合は具体的に記載。

追加申請選手の出場開始希望試合

| | |
|--------------|-------|
| 開催日 平成 年 月 日 | カードNO |
| 対戦カード | |

※試合当日ジャッジに提出し（紙、データどちらでも可）追加申請が終了した旨の説明を行うこと。

ジャッジに提示出来ない場合はいかなる理由においても試合には出場できない。

控えはシーズン終了までチーム保管すること。

【様式一 2】

平成 年 月 日

選手移籍登録申請書

関東社会人リーグ役員会様

下記 の移籍申請を行います。
また、この移籍に関しては双方のチームが納得した上での移籍であり、今後この件で異議申し立てはしない事をここに宣言致します。

| | |
|--------|---|
| 所属チーム | |
| 代表者名 | 印 |
| 移籍希望選手 | |
| 移籍理由 | |

※電子印無効

移籍先記入（受け入れ側チーム）

上記 の移籍を承諾し、今後一切前所属チームに御迷惑を掛けないことをここに宣言致します。

| | |
|-------|---|
| 代表者氏名 | 印 |
|-------|---|

※電子印無効

運営委員長記載

選手の移籍について許可を致します。

関東社会人リーグに於いて下記の試合より出場を認めます。

| | | |
|-------|----------|-------|
| 開催日 | 平成 年 月 日 | カードNO |
| 対戦カード | | |

関東社会人リーグ役員会

※試合当日ジャッジに提出し（紙、データーどちらでも可）移籍登録申請が終了した旨の説明を行うこと。

ジャッジに提示出来ない場合はいかなる理由においても試合には出場できない。

控えはシーズン終了までチーム保管すること。